

島田市バスツアー誘客促進事業補助金実施要項

(事業目的)

市長は、観光事業者が直面する物価高騰への支援として、バスを活用した団体旅行を推進し、観光業を含む地域経済の活性化を図るため、市内の観光施設等を巡るバスツアーを催行する旅行事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象)

補助金の交付の対象となるバスツアーは、出発地を市外とし、市内の観光施設等（観光施設等とは、観光施設、文化施設、土産物店、農産物直売所、飲食店等の観光消費が見込まれる施設をいう。以下同じ。）の2か所以上の利用をその行程に含む募集型企画旅行と受注型企画旅行とする。

利用する観光施設等は事前に観光課へご相談ください。ただし、以下の施設は事前相談不要です。

| No. | 名称 | 利用例 |
|-----|--|-------------------------|
| 1 | 島田市博物館 | 入場等（月曜休館日/他休館日にご注意ください） |
| 2 | 島田市ばらの丘公園 | 入場等（火曜休園日/他休館日にご注意ください） |
| 3 | ふじのくに茶の都ミュージアム | 入場等（火曜休園日/他休館日にご注意ください） |
| 4 | 大井川鐵道新金谷駅/プラザロコ | 鉄道乗車、売店での買い物等 |
| 5 | 川根温泉ふれあいの泉 | 入浴、飲食、売店での買い物等 |
| 6 | 川根温泉ホテル | 入浴、飲食、売店での買い物等 |
| 7 | 田代の郷温泉「伊太和里の湯」 | 入浴、飲食、売店での買い物等 |
| 8 | 蓬萊橋 | 渡橋、売店での買い物等 |
| 9 | KADODE OOIGAWA/ TOURIST INFORMATION おおいなび | 売店での買い物、飲食、各種体験等 |
| 10 | 大井神社宮美殿 | 飲食 |
| 11 | 魚一 | 飲食 |
| 12 | お蕎麦・創作ダイニング ゆくら | 飲食 |
| 13 | 寿し宗 | 飲食 |
| 14 | 和重 | 飲食 |
| 15 | かつとき | 飲食 |

※No. 9～15 は静岡県観光協会発行『令和8年度静岡県グループ・団体旅行造成のヒント』掲載施設です。

※川根温泉ホテル及び魚一を宿泊利用する場合、宿泊に伴う飲食等は利用施設のカウントに含めません。

(補助金額)

補助金額はバス1台につき、下表のとおりとする。

また、補助金の額の合計額は、一の営業所につき50万円を限度とする。

| 区分 | 補助金額 |
|---------------------|------------|
| ①島田市内での宿泊を伴わないバスツアー | 30,000 円/台 |
| ②島田市内での宿泊を伴うバスツアー | 70,000 円/台 |

（補助要件）

次に掲げる要件を全て満たすバスツアーであること。

- (1) バスツアーの参加人数（乗務員及び添乗員の人数を除く。）がバス 1 台につき 15 人以上であること。
- (2) 市内の観光施設等を 2 か所以上利用する観光を主たる目的としたバスツアーであること。
- (3) 令和 8 年 6 月 1 日から令和 8 年 10 月 31 日までに催行するバスツアーであること。ただし、予算の上限に達した場合は募集を締め切る。
- (4) 実績報告書の提出時に、市が依頼するアンケートに回答すること。

（補助金の対象外）

次に掲げるものは対象外とする。

- (1) 国や自治体等、公的な団体が実施する研修旅行
- (2) 宗教活動や政治活動の一環の旅行

＜補助金交付の流れ＞

【事業者】

○補助金交付申請（令和 8 年 5 月 1 日（金）から令和 8 年 10 月 9 日（金）まで）

島田市バスツアー誘客促進事業補助金交付要綱により、指定の申請フォームから必要書類の提出とともに申請してください。

＜提出書類＞

- ①「補助金交付申請書」
- ②「事業計画書」（様式第 1 号）
- ③ツアーの行程が分かる書類（ツアー名、行程、催行予定日、参加予定人数がわかるもの）
例）行程表、募集チラシ、募集ページなど
- ④旅行業の登録を受けたことが分かる書類

※対象期間中の催行を計画しているツアーは、まとめて申請可能です。

※申請期限は出発日の 20 日前です。

【島田市】

○交付決定通知（メール）

【事業者】

○ツアーの催行（令和 8 年 6 月 1 日（月）から令和 8 年 10 月 31 日（土）まで）

現地にて「観光施設等利用証明書」及び「宿泊証明書」を取得してください。

※各証明書の発行は施設担当者に依頼してください（ツアー毎）。

※「宿泊証明書」は市内宿泊施設を利用した場合のみ取得してください。

○補助金実績報告（ツアー完了後 30 日以内）

指定の申請フォームからアンケート回答の上、必要書類の提出とともに報告してください。

<提出書類>

- ①「実績報告書」
- ②「事業実績書」（様式第 1 号）
- ③「観光施設等利用証明書」（様式第 2 号）
- ④「宿泊証明書」（様式第 3 号）※市内宿泊施設を利用した場合
- ⑤ツアーの行程が分かる書類（実績）（ツアー名、行程、催行日、参加人数がわかるもの）

【島田市】

○補助金交付確定の通知（メール）

【事業者】

○請求書の提出

補助金交付確定通知書を受け取った日から起算して 10 日を経過した日までに、請求書原本を以下の宛先に郵送してください。内容に不備がなければ、請求後 1 か月程度で支払予定です。

郵送先：〒427-8501 静岡県島田市中心街 1-1 島田市観光文化局観光課 観光政策係

<申請内容に変更が生じた場合の流れ>

【事業者】

○補助金の変更申請

ツアーのキャンセルや申請の中止など、交付決定金額に変更が生じる場合や立ち寄り先が変更となる場合は、随時、指定の申請フォームから必要書類とともに申請してください。

※交付決定金額に影響しない軽微な変更は申請不要です。

<提出書類>

- ①「変更承認申請書」
- ②「変更事業計画書」（様式第 1 号）
- ③変更後のツアーの行程が分かる書類（ツアー名、行程、催行予定日、参加予定人数がわかるもの）

【島田市】

○変更承認書の通知（メール）